

生産緑地地区の指定同意書

年 月 日

富田林市長 様

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第3項の規定に基づき、下記所在地番における生産緑地地区に関する都市計画の案に同意します。

権利者氏名	権利者住所	権利の種類	実印

記

所在及び地番	地目	地積(m ²)	指定希望申出者	
			住所	氏名
富田林市				
主たる 従事者	氏名			
	住所			

同意書の記入上の注意事項等

- (1) 同意書は生産緑地地区の指定に同意する土地一筆について、1枚を作成して下さい。
- (2) 権利の種類とは、所有権、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権、登記された永小作権、先取特権、質権、抵当権等を言います。
- (3) 主たる従事者とは、その者が従事できなくなったため、当該生産緑地における農林漁業経営が客観的に不可能となるような場合における当該者を言います。
- (4) 同意書には実印を押印のうえ、印鑑登録証明書（法人にあっては印鑑証明書及び資格証明書）
(複数の同意書を提出していただく場合、印鑑登録証明書は、一権利者一通で結構です。)

生産緑地地区に関する都市計画決定の案についての同意に際して

- (1) 生産緑地地区の都市計画決定には、農地所有者その他関係権利者全員の同意が必要です。
- (2) 生産緑地地区の都市計画決定については、指定後、公共施設等の施行等に伴い、都市計画変更が行われる場合もあります。
- (3) 生産緑地法第7条第1項の規定により、生産緑地について使用又は収益をする権利を有する方は、当該生産緑地を農地等として管理しなければなりません。
また、同条第2項の規定により、これらの方は、市長に対し、当該生産緑地を農地として管理するため必要な助言、土地の交換あつせんその他の援助を求めることができます。
- (4) 生産緑地法第8条の規定により、生産緑地地区においては、次に掲げる行為を行う場合、市長の許可を受けなければなりません。
 - ① 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
 - ② 宅地の造成、土砂の採取その他の土地の形質の変更
 - ③ 水面の埋立て又は干拓また、第17条の規定により、市長は、生産緑地の保全のため必要があると認めたときは、当該許可行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることがあります。
- (5) 生産緑地法第10条の規定により、都市計画法第20条第1項の告示の日から起算して、30年を経過したとき、または、告示後当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者（一定割合以上従事しているものを含む）が死亡若しくは従事させることを不可能にさせる故障を有するに至ったときは、市長に対し、買取りを申し出ることができます。
なお、申出にあたっては、生産緑地に係る主たる従事者等についての農業委員会の証明書の添付が必要です。
- (6) 生産緑地法第15条第1項の規定により、第10条の規定による申出ができない場合であっても、疾病等により農林漁業に従事することが困難である等の特別の事情のあるときは、市長に対し、買取りの希望を申し出ることができます。
- (7) 次の場合は、その変更された内容について、市長あて届出をされるようお願いいたします。
 - ① 所有者の異動があつた場合
 - ② 主たる従事者が変更された場合
 - ③ 地積更正等により生産緑地の面積に変更が生じた場合